

論 説

バー・トランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

小 野 修

- 一 思想的基盤
- 二 手段としての国家
- 三 抵抗の二側面
- 四 自由のための抵抗
- 五 平和のための抵抗
- (+) 状況の根本的変化
- (+) 人類の存続のための警告
- (+) 市民としての反抗
- A CNDから百人委員会へ
- B ラッセル平和財団
- 六 あとがき

一 思想的基盤

I 王権に対する貴族的反抗をもつてはじまつた英國憲政史は、マグナカルタの制定以来すでに七世紀に及び、國家に対する国民の権利の確保ならびに伸張のための抵抗と抵抗意識は、イギリス国民にとって殆んど伝統的とも言える鞏固さを示して今日に至つている。

バートランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

抵抗権の思想が英國の政治にあらわれはじめるのは十六世紀に入つてからであり、それまでは、いわゆる帝王神権説にもとづく服従の思想が支配的であったと見なければならない。服従の思想は無政府状態へのおそれによるものであつただけに、度重なる戦乱と社会不安を通じ、君主の暴虐に対する積極的な抵抗を臣民の側に認めようとする思想に、次第に席をゆずらざるを得なくなつた。こうした思想はすでに反マキャヴェリ的な理論として、ネーデルランド北部七州の独立宣言やミルトン、モアなどの著作にもあらわれはじめていたが、十七世紀、ジョン・ロックにより名譽革命の理論づけとして、はじめて契約理論と結びついた抵抗権の理論が確立されたと言えよう。ロックにおいては、国王に対する反抗が許されるのは、国王が人民と結んだ契約、即ち、「人民によつて同意された政治形態の保持と公共の福祉及び財産の保護という国家の目的」（統治二論第二論文・十九章）に反した場合である。この抵抗権は十八世紀に至つてさらに強められ、ヒュームはロックの契約論の抽象性を捨てて功利説をとることによつて、理論に一層の現実性を加えたのであつた。ヒュームは、政府が人民に対しもはや社会的利益を与えないとき、人民には服従の義務はなく、「緊急時には君主に反抗してもよい」（「消極的服従について」）ことを主張した。ヒュームの反抗権（即ち、消極的服従という形に示される抵抗権と、積極的な革命権をもあわせ含む）は、彼が政治的急進主義に対して批判的な保守主義者であったにもかかわらず、悪政に対する人民の抵抗を容認したことにおいて、その精神の本質は今日も生きているのである。現に、この思想は十九世紀の功利主義やイギリス理想主義の思想を経て現代に及んでおり、ヒュームの抵抗思想はそのままジョレミイ・ベンサムやT・H・グリーンの抵抗権の思想に受けつがれ、アーネスト・バークーあるいはハロルド・ラスキの理論的根拠となり、且つ、本稿がとり上げるバートランド・ラッセル（一八七二）の抵抗思想を生成させる思想的基盤でもあつた。

I 物心つかぬうちに両親を失ったラッセルは祖父母のもとで養育された。ラッセル家の伝統は、*Habeas Corpus Act* 人身保護律（一六七九年）の制定をもたらした初期のウィングの一人で、のちにチャールス二世に処刑されたウィリアム・ロード・ラッセルの生涯に見るように、王あるいは支配階級の専横から人民の権利を護りつづけることにあつた。祖父ジョン・ラッセル卿はヴィクトリア女王のもとで二度宰相をつとめ、イギリスを民主主義の軌道にのせる選挙法改正案を成立させるのに重要な役割を演じた人物で、貴族的自由主義者といわれていた。イギリス憲政史を何世纪にもわたって彩つたラッセル家の数々の先祖たちが築き上げた家風は、祖父を訪れる著名な政治家や各界の大立物と接することと相俟つて、バートランド・ラッセルに根強い政治的関心と責務感とを芽生えさせた。

ラッセルの伝記において、アラン・ウッドは次のように書いている。

「まだ本当に幼いころから、バートランドは、ラッセル家の人々は公けのためにつくす義務を負うてこと、反逆（rebellion）もときには正しいことなどを教えこまれた。祖母は彼の十二回の誕生日に贈つた聖書に次のように記した。群衆に従いて悪をなすこと勿れ」^(*)

ケムブリッジ大学卒業後、彼は周囲から政界入りをすすめられながら、哲学研究の魅力に抗しきれず学問への道を選んだが、彼の最初の著作が政治学上の著作 (*German Social Democracy*, 1896, London) であったことを考えても、前述のような環境から、彼がその気質に権威に対する抵抗の姿勢と政治的実践への義務感を受けついだのはごく自然なことであったと思われる。

II ラッセルがその著作において示している偶像破壊的な論法は、彼の反逆児的な気質に加えて、彼のとる経験主義的な思考方法によるところが大きいと思われる。数学研究をもつて学問的出発をしたラッセルは、実証的裏付けの

ない主張を科学的真理として容認する」とを固く拒んだ。こうしたことが、彼の科学的相対主義の立場を導き出したと言つてもできよう。しかし、彼が真剣に追求したのは、たゞ後年になって蓋然性の容認に至らざるを得なかつたにせよ、あくまで確実性であり客観的真理であった。彼が学問、社会規範、習俗などにおける伝統的価値に常に懷疑心をもつて対決したのは、この客觀性と確実性の要請にもどづくためであつた。権力によつて民衆に押しつけられる教条や、ごまかしの宣伝に対し、彼があくまでも抵抗を示すのは、民衆の自由の擁護のためであると同時に、力による真理の歪曲を憎んだからであつた。

思考の方法においてとらえたラッセルの抵抗の姿勢は、要約すれば、彼自身が自らの立場を称して言う経験主義的自由主義 (empiricist Liberalism) に基いているといふことができるであつう。

* Alan Wood, Bertrand Russell-The Passionate Sceptic, London, 1957, p. 18. アラン・ウッド「バートランド・ラッセル」翻譯
純一訳、みすず書房、一九五七。

II 手段としての国家

I ラッセルがヘーゲルの呪縛のもとにあつた時代、即ち、十九世紀がまさに終りを告げようとする時代の英國の思想界は、全般的に見て、觀念論学派の著しい進出によつて覆われており、英國は思想的にドイツに征覇されるかのように見えていた。カントの影響は T・H・グリーンにおいて著しく、また、ヘーゲルはブラッドリイやボザンケット、あるいはラッセルの先輩で友人であったマクタガードなどの上に影響を及ぼしていた。しかし、こうした傾向に対して、英國の経験論的な思想は至るところで対決をし、認識論から政治理論に至るまで、思想界はさながら戦場の

ような様相を呈していた。

英國の思想が當時なぜドイツ觀念論の影響を蒙ったかの原因については、英國の植民地支配の政策の行きづまりにもとづく新しい統治理論の要請に、功利主義理論が充分に応じきれなかつたということもあるうが、拡大の一途を辿る國家主権に対する理論的根拠として、求められたと見るべきであろう。従つて、それはあくまで支配階級のための、統治理論としての性格を担つたものであつた。それは、典型的にはヘーゲリアンであつたボザンケットの「哲学的國家理論」 The Philosophical Theory of the State にあらわれており、國家を形而上学的な根拠から個人の上位に価値づけそれへの帰依を求めた点において、個人主義者の強い反感を招くものであつた。

ラッセルがG・E・ムーアとの論争を通じてヘーゲル哲学から脱却したとき、彼は単にヘーゲル哲学の形而上学的領域を放棄しただけでなく、ヘーゲリアンの抱く政治、社会、歴史にかんする教説をも放棄してしまつた。彼はこうして再び、英國哲学の伝統的な流れに全的に復したのであつた。ケンブリッジ大学の学風が、前々からオックスフォード大学の思弁的傾向に批判的で、自然科学を中心とする実証的な研究を重んずるものであったにせよ、ラッセル、ムーアなどを中心とする経験論の擁護は、よく言われる哲学革命よりは、経験論の王制復古と名づけるにふさわしいものであった。

経験論は、フランシス・ベーコンの帰納的論理に見るよう、もともとは科学的真理の究明のための方法であつたが、國家の形而上学的な価値づけに対抗するものとして、個人主義たちにとつての欠くことのできない攻撃の論拠となつた。彼等はヘーゲルのように国家を絶対的理念の示現とも見なかつたし、スペンサーのように人格的な有機体とも考えなかつた。彼等は人間社会における究極的価値は何よりも個人のうちにあり、とりわけ個人の自由、言いかえ

れば、個人の創意にもとづく人格的発展にあるとした。従つて、もし、国家に何らかの価値が付与されるとすれば、それは、この個人の自由の条件を国家が保障する限りにおいて認められるのである。この考えが、ラッセルにおける個人主義的世界観の根拠であった。彼によれば、国家は決して讃美や奉仕の対象ではなく、個々人の求める自由の総体的な充足に奉仕する手段として存在せしめられている必要悪にすぎない。

「國家は現在多くの害悪の源泉ではあるが、しかしながら、ある種の善事を実現する手段 (a means) である。(中略)しかし、それは極くまで手段にすぎず、善より惡を為さざるためには極めて慎重に且つ控え目に用いらるべき手段である。(中略)善きことのすべてが実現せられ得るのは實に個人においてであつて、個人の自由な成長こそ、世界を再建すべき政治組織の窮屈の目的でなければならぬ。」^(*)

このような見解にもとづいて、ラッセルは国家への服従、つまりは国家の代理者である、政府ならびに法への服従を条件づけているのであって、そこから、国家がもはや個人の人格的発達の手段たりえないとき、人民がそれに対しても服従を拒否し、あるいは反抗することを当然の権利として認めようとする考えが導き出されてくるのである。

しかししながら、ラッセルが積極的に反抗の主張をその著作において打ち出してくるのは、後に見るよう第二次大戦後のことであつて、それ以前の代表的諸著作においては、抵抗の主張は用心深くかくされていていた。たとえば、第一次大戦中ながらに大戦直後矢つも早やに出版された *Principles of Social Reconstruction*, 1916, *Political Ideals*, 1917, *Justice in Wartime* 1916, *Roads to Freedom*, 1918 などの著作において抵抗思想を強調する箇所を指摘するにはむつかしく、「戦時の正義」に盛られている内容は、勿論、反戦的な熱情に貫かれてはいるが、彼の狙いは、人々に戦争という事態を偏見のない眼を通じて認識せしむることによってその終結を早めることにあ

つた。当時、ラッセルはNCF (No Conscription Fellowship——徵兵反対同盟) の委員として、著述、講演その他を通じ、入獄するまで平和運動に実践的に活躍してはいたが、その間出版された「社会改造の原理」においても、積極的な抵抗を人々に向って唱道する箇所を見出しつく。同じくは、「自由への道」にかんしてもあてはまる。これらの著作を通じて彼が主張するのは、当面の課題以上に、戦後に来るべき社会の建設のための提案であって、彼はむしろ、この方向における積極性を重んじたのであった。勿論、こうした著作の中に、抵抗の姿勢そのものは示されている。「社会改造の原理」の第八章「What we can Do」において、ラッセルは読者に向って、政治的理想的実現のために行動する必要を説き、時流に抗する自覚として、ある種の知的超俗 (a certain intellectual detachment) と孤独的精力 (a certain solitary energy) を持つべきことを説いているが、第一次大戦後の抵抗の思想に見る民衆への呼びかけほどの強い社会的影響を与えるものではなかった。第一次大戦におけるラッセルの反戦運動それ自体が、大学の同僚はじめ多くの人々の反感を買つただけに、ラッセルは抵抗を民衆に向って唱道するより、事実を提示することによって個人個人の理性的判断に委ねざるを得なかつたのかもしれない。

* B. Russell, Roads to Freedom 1916, London p. 145 ラッセル「自由への道」栗原孟男訳、角川書店、一一七、一二八頁

** 第一次大戦も大詰めにきた一九一八年、ラッセルはNCFの週刊誌にせた論文〈The German Peace Offer〉が、英政府及びアメリカ軍を不當に誹謗したものとして、禁錮六ヶ月を宣告され、ブリクストン監獄に送り込まれた。

III 抵抗の一側面

ラッセルの抵抗の思想が次第に著作の中に明確な姿を示しはじめるのは、第二次大戦前後からである。この思想は、

バーナン・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

大きっぽにわけて次の二つの側面を示しているように思われる。

一 社会進歩の条件としての反全体主義的な抵抗——自由のための抵抗

二 生存の権利の主張としての反戦的な抵抗思想——平和のための抵抗

前者は、最初はやや抽象性を帯びた文明批判に発し、個人主義の擁護から、ファシズムとスターリニズムに代表される全体主義的傾向を批判する思想として成長した。後者は、第一次大戦における反戦運動においてその萌芽を宿し、第二次大戦後における核兵器撤廃と全面的完全軍縮と冷戦緩和策などに寄せる平和主義の理論と多方面にわたる実践活動に発展した。前者を自由の擁護のための抵抗、後者を平和のための抵抗と言うことも可能かもしれない。いずれにせよ、次第に熱情的になってきたラッセルの抵抗が、単に憲法上に認められた権利の保持のための受動的で且つ合法的な闘争に止まらず、公益の擁護のためには、直接行動による闘争をも敢て為すべきことを主張するに至ったことに注意すべきであろう。また、その抵抗の対象が必ずしも自国の政府に限らず、国際的規模にわたることもその特徴であった。

四 自由のための抵抗

I ラッセルにおける政治的理念は、多分に功利主義的な要素を含んだ個人主義にもとづくものである。この考えは彼の著作において終始貫かれており、第一次大戦中にアメリカで出版され、最近イギリス版が出された〈Political Ideals〉には次のように書かれている。

「政治制度や社会制度は、それらの制度が個人に向ってなす善悪にもとづいて判断されるべきである」*

じうした考え方は何もラッセルにのみ特有なものではなく、すでにT・H・グリーンの思想においてもあらわれており、前に触れたようにロック以来の英國の思想的伝統でもある。グリーンにおいては公共善 common good が価値判断の基準におかれているが、公共善とは、個々人の人格の成長にほかならず、ラッセルが個々人の所有性よりも創造性^{*}を鼓舞すべしとする主張と内容的に大差はない。グリーンの抵抗権理論も、制度を、最高価値としての人格の成長に奉仕する手段と見て、制度が人格の成長を阻害するときには、個人の側にそれを阻止し排除する権利があるとして主張されたのである。

* B. Russell, Political Ideals, 1963, London, p. 14

** 所有性(possessiveness) ふ創意性(creativeness) とを以て、人間の11の根本衝動とし、後者を発展やせむことが公益を増進させるとレーハウセルの理論は、「社会改造の原理」の中で詳細に論じられてゐる。

しかしながら、ラッセルが「政治の理念」あるいは「社会改造の原理」の中で主張するのは、まだ積極的な抵抗の思想ではない。そこでは、個人の創造性を伸すことが社会進歩のための条件であるといつゝとが述べられており、所有性のもたらす害悪と、それを如何に創造性へと転換させるかと、う」とが専らの課題となつていた。

「文明世界は、もし衰頽から救われなければならぬ」とすれば、根本的変化が必要である。——即ち経済機構における、また生活にかんする哲学における変化である——B. Russell, Principles of Social Reconstruction, p. 167. この根本的変化も決して急激な変革を意味しなかつた。それはあくまでも、破壊的でない政治理論として展開する」とを田代していただけに、人間行動の源泉における衝動を創造的なものへ向つて調整するといった、心理的でやや抽象性を帯びた指標を呈示するに終ひやるを得なかつた。「社会改造の原理」の最終章において、有用な政治理論が指

示する正しい方向は、必ず次の二つの一般的原理を包含するものであるとラッセルは書いた。

1 個人と社会の成長と生命力ができる限り増進されるにと。

2 一個人ないしは一社会の成長が他にできる限り犠牲を払わしめずになわれるにと。^{*}

* Russell, Principles, ibid., p. 157

■ アラン・ドワームは、「社会改造の原理」¹¹十年後の著作「権威と個人」(Authority and the Individual, 1949, London) を比較して、その中に、個人主義の理念が共通して存在することを指摘する一方、ラッセルが個人の自由と拡大する国家権力との調整の問題に新たに遭遇せざるを得なかつたと述べている。

「多分、この二つの著作のあいだに、二つの全体主義的国家が出現したことが、ラッセルを以前にも増して、高度に中央集権化された国家の脅威に敏感ならしめたのである。しかし、一方、現代の産業文明は、それが可能ならしめるあらゆる便益 (advantages) を伴いながら、高度の組織を要求しつゝある。これが二つの事柄を如何に調整するかが、この著作（「権威と個人」）が答えようとする主要問題である」

ドワームがこれ以上に論及しないのはその著作の簡略な性格から見て止むを得ないとであろうが、前記二著作の間に、ラッセルによって書かれた三十弾に余る著作のうち、注目すべき二作について、ふれやかの論及もなかつたのは、不手際の悪いよりほかはない。その二作とは、The Practice and Theory of Bolshevism, 1920, London, 及び Power, A New Social Analysis, 1938, London である。

* Alan Dorward, Bertrand Russell, 1951, London. p. 35

「ボルシュヴァーべムの実践と理論」〈The Practice and Theory of Bolshevism〉はラッセルが一九一〇年革命

後間もないソ連を訪問したときの印象を兼ねた共産主義論で、ロシア革命の結末にやや期待を裏切られたためか、いささか手厳しい批判を展開している。ラッセルは前世紀の末にマルクスの資本論の全三巻を読み、ドイツにおいて社会主義の研究に没頭したこともあるって、自ら共産主義者を名乗り、マルクス主義に対しても理解ある立場も示してきた。それだけに、一九一七年のロシア革命には余りに多くを期待しすぎたのかもしれない。ラッセルの幻滅は余りに大きく、プロレタリア独裁と一国社会主義の時期における社会主義国家の過渡的段階としてのソ連の諸矛盾を容認することができなかつた。ラッセルの目には、ソ連は巨大な兵営で、個人の自由が極限まで抑圧されている社会に映じたのであつた。勿論、ラッセルはマルクス主義の理想には賛意を表明しており、彼は、専らその理想実現におけるボルシェヴィストたちの独裁的な移行方法が、世界における社会主義への移行の方法論として真似られることを警戒したのであつた。「望ましい形の社会主義建設に迅速な方法は存在しない」（第三章）というのが社会主義に対するラッセルの基本的な見解なのである。また、独裁体調が権力集中のため必然的に好戦的となる一方、個人における最も貴重なものを犠牲にするために容認しがたいことをラッセルは強調した。

「権力」（Power）は既に社会科学における古典に加えられており、ここで更めてその内容を紹介するまでもないと思われる。この著作が出版されたのは一九三八年で、第二次大戦の直前にあたり、ドイツとイタリアによるヨーロッパ全域にわたる脅威が日増しに昂まつてくる時期であった。この著作は政治の世界を権力の運動法則に従つて分析し、且つ、その法則にもとづいて国家権力の馴致をもたらそうとする試みに終結している。この著作が主として批判している対象は、ファシズムであったが、同時に、それはスターリンの支配下にあったソ連の共産主義であり、また連合国へとかたまろうとしている列強のナショナリズムでもあつた。しかし、この著作が権力の馴致の方策について

主張する点は、意外に常識的な民主主義理論であった。第二次大戦が始まつたときに、ラッセルが進んで賛意を表明したのも、彼がこの大戦的一面であつた民主主義陣営によるファシズム攻略の聖戦的要素を特に強く意識した為であり、「権力」に盛られてある姿勢から当然導き出されるものであつた。ラッセルが絶対的平和論者になつたのは、後に触れるように第二次大戦以後であり、それまでは戦争を正戦と不正戦とに分けて考える立場にあつたことを忘れてはならないだろう。

「ボルシェヴィズムの実践と理論」及び「権力」、さらにはこれらの著作と前後して、大戦間に書かれた政治的諸論文の主だつた傾向は、独裁体制の個人主義的な立場からの批判であり、それはそのまま民主主義の擁護理論に通ずるものであつたと言えよう。

Ⅲ 国家権力の専横さに対し場合によつては積極的に抵抗すべきことを読者に向つて訴えはじめたのは、第二次大戦後であり、こうした主張がはじめて見出されるのは一九四九年に出版された「權威と個人」においてである。

ファシズムとの戦争が終つたあとに登場した国際政治上の課題は米国とソ連という二大中央集権国家を中心とする東西陣営の対立であり、緊張の状態であつた。当時、ソ連はまだ原子爆弾を保有しておらず、米国はソ連に対してもわゆる原子力外交にもとづく強力な封じ込め政策を行いつつあつた。ラッセルのこの著作はこうした時代を反映している。当時、ラッセルの戦うべき当面の対象はまだ核兵器ではなく、戦争を招き、個人の自由の抑圧により社会の生命力の疲弊をもたらす独裁体制であつた。議論は従つて当然のことながら組織悪の問題に向けられてくる。「權威と個人」はこうした時点にあつて、ラッセルがファシズムの嵐の中で得た経験を反省し直しているような調子を帶びている。

「社会が繁栄するためには、一般様式に全面的には従わない若干の個人を必要とする。実際のところ、社会のすべての進歩は、芸術であれ道徳であれ、そのような個人に依拠してきたのであって、彼等は野蛮から文明への過程における決定的要素であった。社会が進歩するときには、社会は有用ではあるが一般的なものでない活動を行う例外的な個人を必要とする」 (Authority And The Individual, 1949, London, p. 46)

従つて、こうした個人の活動を活潑ならしめるためには個人の創意に対する社会的圧迫を減じなければならない。それは、ひいては権力の馴致と分散の問題になつてくる。一方創意の担い手である個人が自己の自由を圧迫から護るために抵抗の倫理をとくに法との関係との関連において次のように述べている。

「法を破るのが義務であるような状況があることを、私は否定しない。従うのが罪であると深く信じる場合には、法を破るのが義務である。このことは良心的反戦論者の場合を含んでいる」 (P. 109) 「もし、私が政治的権威によって禁ぜられているような方法で行為すべきだという深い良心的確信をもつて居たとすれば、私は自己の確信に従うべきである」 (P. 112)

しかしながら、こうした非合法な行為ができるかぎり惹起されないことが望ましいと彼は用心深くつけ加えることを忘れてはいない。社会秩序の維持のためには法の尊重 (respect for law) が不可欠だからである。そればかりでなく「悪法にからしては、それを改正する権利と義務を持つことはあつても、それを破ることが正当化されるのはどうまれである」 (P. 109) という理由からである。この思想は、さらに、次のような革命権の思想に至るのである。

「革命が正当化される場合もあると認めねばならないと私は思う。合法的な政府が極悪であるため、無政府状態をもたらす危険性にもかかわらず、武力によつて政府を転覆させる価値があるという場合もある」 (P. 110) しかし、

いうした場合においても、革命が成功する条件は、その実行者が遵法精神の持主である」ととして、名譽革命（一六八八年）ヒアメリカ革命（一七七六年）の二つを成功した例としてあげている。「法に対する服従は、絶対的原則（an absolute principle）ではないにしても、重点をおくべきことであり、例外は熟慮ののち、稀な場合にのみ認められるべきものである」（P. 110）

さわめて慎重なかたちに呈示された抵抗権と革命権の思想は、あくまで個人の賢明な判断にもとづく、孤立した行動の上に立てられていた。「例外的な個人」（exceptional individuals）の創造力にもとづく社会の進歩、——」の考え方は、この著作に先立つ三十年前の「社会改造の原理」における「少数の孤独な理論家」によって啓発される社会、という考え方と重なり合っている。たしかに、この二つの著作の間には、三十年の歳月にわたる政治的変動と戦争があった。ラッセルの思想それ自体も、次第にはつきりした抵抗の姿勢を打ち出すようになってはきていた。しかし、彼はまだ民衆に向って語りかけ、民衆に向って彼らの任務を告げ、協力し合うことを求めるまでには至っていない。彼はまだ知的なエリート達のリーダーシップに期待をかけるにとどまる。彼は倦むことなく戦争の絶滅のために世界連邦の樹立が必要であると唱えつづける。しかし、彼が積極的に民衆と共に思考し行動しはじめるところによつて、抵抗思想が、たんに一国家一個人のものではなく、全人類的なものにまで拡大する時期はまだきていなかつた。

五 平和のための抵抗

(一) 状況の根本的变化

I 一九四五年八月、広島と長崎に投下された原子爆弾は、単に数多くの無辜の生命を奪つたのみでなく、戦争の

終結によつてもたらされる筈であつた平和をも奪い去つてしまつた。原爆の投下は、ブラケットの言うように、戦後の冷戦におけるアメリカ側による最初の対ソ作戦であつたとも言えよう。日本の敗戦がもはや時間の問題であつたとき、連合国の同意を求めず、しかも無警告で原爆を投下したことは、アメリカのソ連に対する明白な戦略的示威行為以外の何物でもなかつた。

トルーマン大統領が、原爆の日本投下の決定を下す前、原爆の開発にあつた全米の科学者が、反対の意向を表明して、報告書と請願書とを、陸軍長官及び大統領宛に提出していたことが今では明らかにされている。軍部と政府が、これらの要請を無視したとき、核兵器は、人類全体の存続の脅威となるべき道程をすでに歩みはじめていた。^{*}

核兵器の歴史は、一九〇五年のアインシュタインの相対性原理の発見にまで溯るにせよ、一九三九年、アインシュタインのルーズベルト大統領宛の進言にはじまるとき、いづれにしても、アインシュタインの名と切りはなして考えることはできない。それだけに、アインシュタインは、戦後、原子爆弾にかんする彼の責任についての質問を受けるたびに、一種の悲痛さを込めた調子で、彼に直接的な責任のないことを表明せざるを得なかつた。「ひとたび理論が存在した以上、その結論も存在したのです」（フランスの歴史学者、ジュール・イザック教授への手紙）という言葉にあらわされているように、彼にしてみれば、科学上の真理の発見を道義的に追及されることは耐え難いことであつたに違いない。勿論、彼が、ルーズベルト大統領に対し、ウラニューム研究を進言したことは、それが、ウラニューム委員会——マンハッタン計画——原爆産業——原爆投下、さらには今日の核戦争の脅威へという確実なコースをたどる最初のきっかけとなつた否定できない歴史的事実である。しかし、「ヒットラーが最初に原爆を握るかもしれない危険があつたため」という彼の最初の意向を、それが六年後に生み落した結果にもとづいてとがめることができるであろ

うか。原爆の開発の出発点における目的、即ち、ファシズム打倒が、原爆の完成を見たときには、すでにイタリヤ、ドイツの敗北により当初の対象を消失していたところに問題があつた。しかも、戦争の終結を迎なながら、なお、軍事予算が国の総予算において占める割合が、戦時に匹敵するという事実は、平和がその言葉の真の意味において未だ地上に訪れていないことを明示していた。いつたん企業化された原爆産業は、ソ連との対立という新しい状況の中でその拡大進展に拍車をかけていった。米ソにおいて核兵器の研究開発が競つて進められるにつれ、それはもはや単なる戦略兵器としての域を越え、人類全体への脅威的存在としての姿を現わしはじめた。核兵器の開発は、科学者の手から技術者の手に移り、その企業は、政府、軍部と経済界の頂点に位置する少数の人々に掌握されていた。

戦争が勝利者にとって採算の合う解決策となる機会は、核兵器の出現により永久に失われてしまつたにもかかわらず、各国の国民はその事態について未だ充分に知らされておらず、むしろ核戦争による自国、あるいは自国の属するブロックの勝利の幻想が政府あるいは軍部によって鼓吹されつづけていた。核戦争の脅威を市民に知らせるために、最初に動きはじめたのは核兵器の破壊力について最も正しい認識を抱いていた各国の科学者たちであった。それは原爆の日本投下に反対した全米の科学者たちの行動と同じく、イデオロギイを越えた人間的な警告であつた。

一九五〇年一月三十一日、トルーマン大統領は、原子力委員会に水素爆弾製造計画に着手するよう指令し、全世界に衝撃を与えた。四日後には、ベーテ、ワイスコップ等一二名のアメリカの物理学者はこの計画に反対の声明を発し、十二日にはAINシュタインが全米テレビ放送を通じて、「國家の武装を通じて、安全保障を達成しうるという信念は、軍事技術の現段階では、人類全体を破滅に導く幻想にすぎない」と訴えた。これらの反響はストックホルムの和平大会をはじめ、世界各地に核兵器の絶対禁止の運動となつてひろがりはじめた。しかしながら、一九五二年、イギ

リスは原爆の保有国となり、五三年、ソ連は水爆実験に成功し、翌五四年にはアメリカもビキニ環礁における水爆の実験に成功する——このとき、立入禁止区域外にいた日本人漁夫一名が放射能を帯びた降下物を浴びて死亡した——など、核兵器による軍備競争は、決してその恐怖の進展を止めなかつた。^{***}

* 日本への原爆投下にかんして、ラッセルは、その著 *<Has Man a Future?>* 1961, London, の日本版の序文で次のように述べてゐる。

——「あの原爆は戦争を終らせるために投下されたのではなかつた。日本政府はそのまゝ既に講和を申し出でいた。西洋諸国はこのことを知っていた。原爆は無人地域で爆発させるようにといふ科学者の懸念が無視された。この力の政治の残忍な行為は、今日、核兵器をもつ政府の遂行する政策が、いかに氣ちがいじみて野蛮なものであるかを象徴している」——ラッセル「人類に未来はあるか」日高一輝訳・理想社

** 「aignシヨタイン最後の年——ラッセルとの往復書簡——」世界（第一九一号）参照。——これは、EINSTEIN: ON PEACE ed. by Otto Nathan and Heinz Norden, 1960. New York の最後の章の翻訳である。

*** ノルの項における時代的背景については、原子物理学者の立場より書かれた左記の論文を参考した。坂田昌一「原子科学者の平和運動」（「平和時代を創造するために」湯川・朝永・坂田共著、岩波書店、一九六三年・収載）

■ 一九五〇年、ラッセルはイギリス国王の授与しうる最高の名誉であるオーダー・オブ・メリット（Order of Merit）と、ノーベル文学賞を相ついで授けられた。彼はすでに七十八歳になりながら、心身共に衰えを見せせず、諸外国に講演旅行に出向く一方、毎年新たな著作を世に問ひ、名声は高まる一方であった。

この年に出版された *<Unpopular Essays>* は混迷する世界政治に投げかけた痛烈な批判と皮肉に満ちていたが、核戦争の脅威については、まださほどの強調は示さず、むしろ、「危険を誇大視する人もいるが、人類が完全に消滅するとは到底思われない」などとのぐ、ソ連に征服されるよりは原子戦争の方がよいと力説する程であった。当時の彼にとっての批判の対象は、もっぱらソ連のスターリニズムであり、彼は、戦争の廃絶はアメリカに代表される自由世界による世界統一によるほかはないというかなり強硬で、それだけに危険な要素を含んだ意見を唱道するのに熱を

バートランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

示していた。しかしながら、彼が共産主義に対する予防戦争を提唱したという噂は真実からほど遠いものである。^{**} 彼は、民主主義と人格的自由がまだしも期待できる国としてアメリカを評価していたが、同時に、手厳しい批判する「とも怠りはしなかつたので、左右両派から攻撃的とされていていたのであつた。

* Alan Wood, Bertrand Russell, p. 238.

** Wood, ibid., pp. 205, 206

一九五二年、ラッセルは〈The Impact of Science on Society〉を出版し、科学と現代社会との交渉を論じた。この著作において注目すべきことは、既に長年にわたって彼が展開しつづけた主張に、新たに二つの倫理的要請が加えられたといつゝのである。それらは同情心 (compassion)^{**} と法への服従であった。前者は、科学的社会がもすれば導き出しがちな人間の残酷さと他者の痛苦への無感動への傾向が、ひいては戦争への土壤を形成するという点に対する殆んど宗教的とも言うべき反省であった。一方、法への服従は、破局的な世界政治を破壊による死か、規範への服従による生かという「者择」の面において論ずるところから引き出されたものであつた。

「科学（の脅威）にもかかわらず、もし人間の生命が存続すべきであるとするならば、人類はかつてその必要のなかつた感情の訓練を学ばなければならぬ。人間は法に従わねばならない。たとい、その法が不当であり不正 (unjust and iniquitous) である場合においてすら」(P. 96) 「我々は『断じて否、恥辱よりも死の方がよい』などと口にやぐまではなし。我々は法に服従することを学ばなければならぬ。それが、我々が憎悪し軽蔑するところの、正義についての一切の考慮において眞面目であるとしか思われない、異邦人によつて課せられた法であるにせよ」(P. 95) 「」¹¹ 言われてゐる法は、「中立的権威」による要請、「国際的権威」によつて宣言された法」(P. 96) などの言葉に

あらわされているように、国内法ではなく、国際法的な意味において用いられていることに留意する必要がある。法への服従は、従つてあくまで戦争回避のために各國政府の為す理性的行為として意味づけられたのであって、決して、国内の独裁的な体制への国民の盲従を意味するものではなかつた。個人の自由を束縛する独裁的権威に対する市民的不服従の基本的な姿勢は、この著作の中においても失われてはいない。

「いかなる社会も叛逆者といふパン種なくしては進歩的たりえない」(P. 83) という言葉はその姿勢が保持されつづけている」と示している。

* 「コンペッシュ」、「法への服従」というのはやや抽象的な倫理的要請は、後に次第に具体性を帯び、前者に関しては、三年後に出版された *Human Society in Ethics and Politics*, 1954 における *compossible desire* (共立的欲望) の概念に見る功利主義的な見解く、後者にかんしては、*Common Sense and Nuclear Warfare*, 1959, に示される国際的権威機関の樹立案などに発展してゆくものである。

** Russell, Impact, ibid., p. 114.

III 水爆の出現が、ラッセルの主張における強調点を徐々に、反独裁から反核軍備へ、即ち、政治体制の問題より人類の存続という、より緊急の課題へと、視点を移動させていった。

一九五三年と五四年に、彼は、はじめての文学的試みとして二冊の短篇小説集を出版し、スワイフトやヴォルテールの現代版ともいふべき機智に溢れた諷刺の世界を描き出して見せた。この二冊はラッセルの生涯にわたる著作活動において、ひとつの転機を象徴的にあらわしている。この二著作を境として、彼は書斎人としての生活に終止符を打ち、政治的実践に身を投じたのであつた。その意味においてとらえるとき、この諷刺小説は、彼の一般市民への効果的なコミュニケーションの方法探究のひとつの試みであつたと見ることもできる。

「私は荒野にひとり叫ぶ声に終りたくない。私は人々に聽かれ、人々によつて答えられる声となつて、人々の聞こうとすることを語りたい」*

と、彼は第一次大戦中に述べたことがあつた。その当時に比し、すでに彼の名声は噴々たるものとなつていた。しかし、今、彼が求めるのは、平和にかんする彼の主張を、一般市民との協力によつて、ひとつのかつて、あるいは組織的勢力にまで昂めたいという考え方であつただろう。彼は、もはや、第一次大戦当時の孤立した戦いを繰り返す必要はないかつた。事情は一変しており、彼は孤立どころか、むしろ名声にとり囲まれていた。彼がこの名声を平和運動のために最大限に活用すべき時期は熟していた。世論はまことに漠然として量りがたいものであつた。しかし、人類の存続のためには、世論を喚起し、戦争勢力に対決させる必要があつた。

* Alan Wood, Bertrand Russell, p. 106. 邦訳一六〇頁。

(1) 人類の存続のための警告

I 一九五四年一二月、ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験の成功の九ヶ月のち、ラッセルはBBC放送を通じ、「水素爆弾による人類の危機」と題する講演を行つた。彼はこの放送において、まず水素爆弾の恐るべき破壊力と、その行使による人類の死滅の可能性について述べたのち、核戦争の脅威は戦争そのものの廃絶なくしては根絶できず、戦争の廃絶は、東西間の和解にはじまらねばならないと論じた。彼は更に、このような破局的状況にさいして、人類は自己保存の本能に訴えてでも、この危機を乗り越えることができないほど愚かであろうかと問い合わせ、講演を次の言葉で結んだ。

「私は、人間に対する人間として、諸君が人間性を忘れず、それ以外のことわざを忘れるように訴える。諸君にこのこ

とができれば、新しい天国への道は開かれているが、できなければ、諸君の未来には世界中の死以外に何もないだろ
う」*

アラン・ウッドはこの放送について次のように書いている。——この放送を聞いた者は誰も彼の言葉にこもる情熱と誠意を忘れ得ないであろう。反響は打てば響くようになつた。ラッセルは自分が再度の戦争勃発を怖れる世界中の声なき大衆の旗手として仰がれていることを見出したのであった。
**

* Russell, Portraits from Memory, ibid., p. 220, 邦訳1151頁

** Wood Bertrand Russell, ibid., p. 238, 邦訳1165頁

Ⅱ 年が明けた一月、ラッセルはaignシユタインに前述の放送原稿のコピイを添えた長文の手紙を送り、その中で、次のように問い合わせた。

「おこりかねない悲惨事を一般人と政府に痛感させるため、科学界の著名な人々がなにか目ざましいことをしなければならないと私は思います。あなたをはじめとして科学界最高の名譽をもつ六名ぐらいの人々に、戦争を回避する絶対的な必要について、一つのきわめて厳粛な声明をしていただくことは可能だとお考えでしようか」*

aignシユタインは手紙を受け取ると、早速、「[1月]一日づけのあなたの手紙に一語一語すべて賛成します」という言葉にはじまる同意の返事を送つた。こうして彼らの名を冠した宣言、——その科学性と党派・国境を超えた平和への熱意において、何人も反駁することのできない宣言——の準備のための手紙を交し合うことになった。aignシユタインがその生涯の最後の手紙（一九五五年四月一日付、死は同月十八日）に書き記した内容は、ラッセルの筆による宣言に署名する意向を伝えたものであった。ラッセルは夫人と共に、非常な努力を重ねて他の科学者の署名を

ベートランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

集めた。

一九五五年七月九日、ラッセル・アインシュタイン宣言と名付けられたこの声明書は、八名のノーベル賞受賞者を含む十一名の世界的科学者の名を添えられ、ロンドンのカーラストン・ホールの記者会見において、ラッセル自身の手で読み上げられ、テレビ放送を通じて、再び繰り返して読まれた。

この声明の内容は周知のように、(一)人類が危窮にひんしている核戦争の脅威の実状を伝え、(二)ひろく世界に向って、人類という生物学上の種の存続という観点から、全く「新たな仕方」で今日の世界の問題を考える必要を訴え、(三)紛争が平和的に解決されねばならないこと、(四)すべての戦争が人類の破滅をもたらす大戦争への導火線となる危険から、戦争それ自体の廃絶を目指し、(五)まず東西の話し合いにもとづく核兵器の廃棄を実現するように、世界の諸政府に向って勧告する、というものであった。

ラッセルはこの宣言の写しを、アメリカのアイゼンハワー大統領、ソ連のブルガーニン首相、イギリスのイーデン首相、フランスのコティ大統領、中国の毛沢東主席、カナダのロー・レンント首相に送った。ラッセル・アインシュタイン宣言は世界中に普及されて一般に好評で迎えられた。アメリカ、イギリス、カナダ、およびヴァチカンでは公式に注意が払われた。^{**}

この宣言が発せられた十日之内には、ジュネーブにおいて、米・英・仏・ソ四ヶ国首脳による最初の頂上会談が行われることになっていた。勿論、声明は多分にそれへの効果を狙つてなされたものであった。アラン・ウッドによれば、ラッセルは、この会談の直後、冷戦の雪どけが近づいたことが喜び、「一九一四年以来、世界の前途について、これほど明るく感じたことはない」と述べたということである。^{**}

この宣言にこたえるように数日後には、十八名のノーベル賞科学者による同趣旨のリングダウ声明がせられた。八月にはジュネーブにおいて第一回原子力平和利用国際会議が開かれ、十二月の国連総会は「放射能の影響に関する科学委員会」の設置を決定し、米・英・ソ・日本など十五ヶ国の科学者がこれに加わり、活動をはじめる事になった。こうして、この宣言は、各国の科学者が国境を越えて、自由かつ率直な話し合いを求める気運をもりあげ、一九五七年にはじまる科学者世界会議（パグウォッシュ会議）を成功せしめる基礎をつくったのであつた。^{***}

*及び** 前掲「アインシュタイン最後の年」世界第一九一号

*** Wood, Russell, ibid., p. 239 邦訳二六七頁

**** 坂田前掲論文、六二一六二頁

Ⅲ しかしながら、世界の状勢は決して期待されたように好転しなかった。^{*} ラッセルは、この宣言が導き出したきわめて広範囲にわたる賛意も、東西の核兵器競走に対し、何らの抑制力も示し得なかつたことに気付きました。一九五七年五月には自国イギリスが水爆の実験をはじめた。同年末、核兵器撤廃のための抗議組織CND（Campaign for Nuclear Disarmament）が結成され、最高顧問として迎えられたラッセルは、間もなくその総裁にえらばれた。

単に核戦争の脅威についての啓蒙運動だけでは、進行する破局的な事態を喰い止めるとは到底不可能に思われた。ラッセルは、各國政府の首脳部の道義心に訴えることより、むしろ、平和と存続を求める民衆の意志を結集し、直接行動を含む強力な抗議のキャンペインを起すことによつて、政府に政策の転換を余儀なくさせるのに一層効果的な方法を編み出す必要を痛感しあげていた。

バートランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

* 坂田教授によれば、当時の状況は凡そ次のようなものであった。

「一九五五年十一月、ソ連はメガトン級水爆投下実験に成功し、翌年五月、アメリカもこれにつづいた。これを転機に人類は、水素爆弾が実用段階に入り、しかもそれが両陣営において精力的に開発されつゝあった長・中距離のミサイル兵器とむすびつくという戦慄すべき核・ミサイル体系の時代に入ったのである。以後、米ソ両国の核兵器実験は、規模・回数とも急激に増大した。それと平行し戦術的な使用に適するあらゆる形式の比較的小型の核兵器が、相次いで実用化され、実戦部隊に配置された。そしてハンガリー事件、スエズ戦争などの動乱を経てむかえた一九五七年初頭、アイゼンハワー大統領は、核ミサイル兵器を大量に整備し、世界的規模で核戦略の体制を強化する政策を明らかにした。二月、米英防衛会談はミサイル兵器共同利用に関するコミュニケを発表し、同月、アメリカ国防省は日本にたいしミサイルを貸与するとのべた。イギリスは、一九五七年に水爆を完成し、その実験をクリスマス島で行なう計画を公にしたため、日本全国から怒りの声がまきおこり、イギリス国內でもただちに実験反対の請願運動がはじめられた。このようなヒステリカルな空気のなかで、西ドイツ首相アデナウアーは同年四月五日、西ドイツ軍隊を核武装させる計画をもつていると声明した。」（坂田前掲論文・六三一六四頁）

Ⅲ 市民としての反抗

A CNDから百人委員会へ

「諸国の政府は世界的な死の準備をしているのだが、それから民衆を救いだすには、非暴力的におこなう大規模な不服従運動しかない時代が到来した、あるいは到来しようとしているのである」とラッセルは「事実と虚構」(Fact and Fiction 1961, London)の中で書いた。おやふくこれは一九六〇年、ラッセルがCNDと訣別して、別箇に戦闘的な百人委員会(Committee of a Hundred)を組織したのに書かれたものであると昭われる。

CND総裁時代の代表的著作である「常識と核戦争」(Common Sense and Nuclear Warfare. 1959, London)は、その単純明快な論理にもとづく中立的国際権威機関設立の提唱により、平和運動に寄与するところをわめて大きかったが、市民的不服従については未だ触れるところはなかった。世論の組織化はまだ考え出されず、世論の喚起も、

もっぱら人々の理知、もしくは「啓発された利己心」への呼びかけの形をとつていた。

一九五七年末に結成されたCNDは、例年、復活祭には大衆を動員して、原子力研究所のあるオルダーマ斯顿からロンドンに至る大規模な示威行進をして新聞記事を賑わせていたが、次第に恒例の年中行事化しニュース効果を失いはじめていた。運動本部としては、更に効果的な方法を案出する必要に迫られていた。東西間の対立による緊張は、警報体系の整備と相俟つて、偶發戦争の危機を一刻高めつた。ラッセルの当面の目標は、東西の諸国民にこの事実を暴露し、一般市民をいち早く死のつんぼ棧敷から救出し、強力な抗議のキャンペーンを起すことによつて、政府に政策の転換を余儀なくさせることであった。

しかし、「重要な宣伝機関が敵側（政府側）にまわつてゐるとき、われわれはどうしたらよいのだろうか」と彼は自問せざるを得なかつた。彼はそれに対し「事実と虚構」の第四部十一章で次のように答えた。

「事実を伝える唯一の方法は、敵意をもつた新聞ですら注意せざるを得なくなる抗議方式を発見することにある」——そして、その方式は、もはや、オルダーマ斯顿——→ロンドン行進ではなく、非暴力的で大規模な市民的不服従（civil disobedience）を指していた。しかも、この抗議においては、法をもおかすことを恐れではならないと暗示し、効果があると思われるあらゆる手段をつくして抗議を行うことは市民の義務であり特権であると述べた。^{*}

ラッセルがCNDを離れ、百人委員会を別箇に結成し、その指導者となつたのも、CNDの徹底的な抗議方式に倦きたらなかつた為でもあった。しかも、CNDは徐々に労働党に接近し、その下部組織のような形すら呈しあじめていた。ラッセルは運動に政党色が入りはじめたことを警戒した。抗議はあくまで、超党派で、しかも国境を越えたものでなくてはならなかつた。

ラッセルがCNDを去つて百人委員会を結成するに至つたきさつを、百人委員会の会員の一人である日高一輝氏は次のように述べておられる。

「一九五九年にいたつて、その組織（CND）の幹部や地方支部の指導者の間に、国会の議席をもとうとするものが出てきだし、中央においても正式に政党として登録して政治活動に入るべきとの意見が擡頭してきた。それが労働党と接近し、中には労働入党に入党するものも出ってきた。ところが労働黨の主流の方針が、核兵器を所有することは国防上必要であり、軍縮問題は国際事情を考慮してその動きに応すべきであって、軍備は一応国防に必要な条件として認むべきであるとの意見に傾いてきた。ラッセル卿は強くこの傾向に反対した。いくたびか幹部会議をもみにもんだ揚句、ついにラッセル卿はこの同盟を去つた。理由として卿はこう言つた、同盟は政治的野心がある。そして不純である、と。こうして卿は、同年、行を共にした同志と共に、もつと純潔な目標及び性格のはつきりした組織を、百人めざして精銳をすぐり、一死をもいとわぬ覚悟の者で発足しようと考へて、百人委員会という名をつけた。今日は、英國全土に組織が拡大されて五万人の会員を擁するに至つている。」*

* Russell, Fact and Fiction, Part IV, Chap. II 「事実と虚構」北川悌二訳、一九六二年、音羽書房、一八八——一九〇頁「法律は重要なものであり、軽卒に破らるべきものではない。法律を守る気持がなかつたら、まともな社会の建設は不可能になつてしまふ。しかし、どのようない時代にも、一般の人よりもっと深くものを考え感じることができた人々は、その社会でおこなわれている信念とは相容れぬ立場にあつた」

** ラッセル「人類に未練はあるか」前掲書ラッセルの日本版への序文の註を参照。

II ラッセルは市民としての良心的な反抗を二つに分けている。ひとつは、「ある人たちが不正だと信じている行為をとくに命令しているところの法律に対する反抗」で、今日におけるその最も重要な実例として良心的戦争反対をあげている。今ひとつは、「法律ないし、国家の政策を変えさせる目的をもつて反抗を行うことである。この点から

見ると、それは宣伝の一つの手段である⁽¹⁾

彼が主として今日問題としているのは、この第二の反抗であり、すでに触れたように、特に政府の虚偽の宣伝に対抗して、一般市民に事実を宣伝することに重点がおかれている。

ラッセルによれば、市民の多くは多忙の為、困難な問題を徹底して研究することができず、手に入りやすい情報にもとづいて自己の意見をつくり上げる。そのため、権威は虚偽の情報によつて世論を操作することがきわめて容易であるし、またそれを行つてきた。権威とは、与野党を問はず政治家たち、その専門的な助言者、大衆向きの新聞、ラジオ、テレビ、最終的には警察をも指すものである。「これらの力が、現在では、西欧諸国の民衆たちが核兵器についての真実を知ることを妨げるために用いられている」⁽²⁾こうした常習的に世論をつくり上げているものの妨害と闘うこと、市民としての反抗が第一に必要としていることであった。

市民的不服従の第二の根拠は、政府の暴逆に対する抵抗の論理に基いている。ラッセルは、ニューヨークベルグ裁判を引き合いに出して次のように主張する。かれらの当局に不服従でなかつたためにドイツ人を処罰する一方、自国の当局に不服従であることが不正と考えられるのは奇妙な矛盾である。独裁政治のもとでは反抗が正しく、民主政治のもとでは絶対に正しくないと言われているが、国民が生死にかかわる事柄について真実を知ることが許されず、大量殺人の方向におびき寄せられていながら、人為的な無知の中におかれている民主主義とはいつたい何であるのか。⁽³⁾「民主政府が残虐な行為を命令することはありえないとか、かりに命令しても、それに反抗することは不正であるなどと論証することはできない」⁽⁴⁾

第三の理由は、個人の政府ないし権威に対するあやまつた無力感の克服であり、市民の結集した抗議が政府に政策

の転換を余儀なくさせる可能性への信念である。

「今日、人々を役に立たなくしているのは、人々が冷淡だからではなく、どうしようもないといった圧倒的な感情が、人々をして世界の各政府がわれわれを終焉にかりたてつつあるのに夢遊病者にしているのである。このような組織的残虐行為に抵抗してたかう人間は、たった一人であれ、理由の如何を問わず、いたずらに黙従する人間全部よりも、同胞に光榮を与えるために、より多くの貢献をなすことができる」⁽⁵⁾。

(1) (2) ラッセル「市民としての反抗」世界一九六一年四月号

(3) ラッセル「核戦争は東西共通の敵である」世界一九六二年五月号

(4) ラッセル「市民としての反抗」前掲論文

(5) ラッセル「人類に未来はあるか」前掲書日本版への序文

III ラッセルの以上のような見解は、すでにAINシュタインにおいても生前、似たような形で抱かれていたことは興味あることである。AINシュタインは、その生涯の最後の年に、一アメリカ人に宛てた手紙の中で次のように記している。ラッセルも後にこの手紙を読み勇気づけられたに違いない。

「個人は、たといその行動がその国の法律に違反することになるとしても、自己の良心に従つて行動すべきだ、と私は信じます。たとい自分が国家当局によって処罰されることが分つていても、そうすべきだ、と信じます。(中略)われわれが不道徳とみなす、国家の法律に対する盲目的な服従は、そのような不道徳な法律を改善する努力を妨げることに役立つだけだからです」*

* 前掲「AINシュタイン最後の年」—ラッセルとの往復書簡—世界一九一号、本稿四のIのラッセルの言葉との類似点に注目されたい。

IV 百人委員会の抗議方式には、デモ行進、抗議集会、坐り込みピケット、軍事機密の暴露、ビラ宣伝その他、考
えうるあらゆる方法が用いられた。ポラリス潜水艦の入港拒否のための運動（一九六一年九月）の場合には、基地への主
要補給路の封鎖のための一〇〇〇名の二四時間の坐りこみピケット、モーターボートによる海上ピケットによる封鎖
などに加え、議会広場のリンカーン像前の集会に一万名の参加者が要請され、一方、現地の商人には基地への物資提
供の拒否を、労組には基地に関連のあるあらゆる作業の拒否を呼びかけた。⁽¹⁾ 同九月には国防省玄関前に坐り込んだラ
ッセルは遂に逮捕され、一週間の禁固刑に服させられ、また、十二月には、英国内の各核兵器基地、軍事飛行場など
での坐り込みデモでは数千人が行動し、数百の逮捕者を出した。

しかし、これらの行動は常に非暴力抵抗運動として行われた。百人委員会のビラはその点にかんし、次のように参
加者に注意を与えている。

「これらのデモは非暴力デモとする。」の「とは、参加者に対し非暴力主義者（Pacifist）たる」とを要求するも
のではなく、暴力なき抵抗が、この場合唯一の可能な効果的方法である」とを意味するものである。われわれは参加
者に対して、いかなる事態の下でも暴力を行使せぬという了解のもとに参加されるよう求める⁽²⁾」

百人委員会の会員の一人アラン・ロヴォルは、何故非暴力方式をとるかに關し、それがイングランドにおけるガンジーの
不服従運動を繼承すると認め、次のようにNLR誌の記者に答えている。

「暴力を伴う市民的不服従の危険性は、それが全く非合理的な反応をひきおこし、すべてを混亂に陥し入れるから
である。（The danger about violent civil disobedience is that it does produce completely irrational
reactions and might upset the whole apple-cart.）非暴力的な市民的不服従は、いついた危険性を最少限に止め

ます」⁽³⁾

しかしながら、ロヴェルの見解は、厳密にはラッセルと同じものではない。彼は、ラッセルが新聞種になるためなら如何なる抗議方法も選ばないとする冒險主義に対しても、少なからず批判的である。ロヴェルによれば、直接行動による抗議が目指すものは、究極的には大規模なゼネストである。彼は、自ら、その考えを、romantic（非現実的）と認めながら、せめて、地域的であれ、サボタージュ、ストライキ等々を惹起させ、それを累積してゆくことによつて、徐々に政府に政策転換を迫るべきだと考えている。筆者の知る限りにおいては、ラッセルが究極の抗議方式にゼネストを意図している様子は見当らない。

ロヴェルのラッセルに対する批判も、結局は百人委員会内部における批判に止まるがラッセルの過激な直接行動に極端な反撥を示したのは、イギリス労働党であり、一九六一年六月には、ラッセルを党規違反を理由に党から除名した。⁽⁴⁾

「これまで予言者が自分の故郷で受けいれられたためしはありません」とAINシュタインはその手紙の中で書いたことがあった。「彼は異端者、あるいは反逆者として見なされます。そして、全般的に感情が高ぶついているときは、それ相応の取り扱いを受けます。国際的な団体はこうした攻撃に対していくらかはより安全に保護されているわけです」⁽⁵⁾

AINシュタインがこれを書いた一九五五年頃に比べれば、ラッセルの行動はるかに多くの民衆の支持を受けるようになってきている。ニュー・レフト・レビュー（一九六一、三一四、）誌の社説で書かれているように、「民衆のますます多くが、機会ある」と、明白な政治的無関心 an apparent apathy から喚びあわれ、示威行動し、論議し、

学び、政府の説得と甘言に対決してきている」のだった。とはいっても、世論が政府の政策を変えさせるほどになるためには、更に確実な運動母体と恒久的な運動組織を必要としていた。AINSHU-TAINEが求めた「超国家的性格の連合體」⁽⁶⁾こそが、早急につくり上げられねばならなかつた。

「圧倒的に強い世論をつくり出すことによってのみ、われわれは勝利を確保できる」⁽⁷⁾とラッセルはのべたが、その勝利のためには、国際的な運動団体が世論の組織化の中核として必要であつた。

- (1) 及び(2)思穂(一九六一、二二)四五〇年、五一頁、鎮日恭夫「ラッセルかバナールか」の参考資料——百人委員会のビラ参照
(3) Direct Action?—New Left Review, 1961, March-April, p. 19

(4) この事情を毎日新聞夕刊(一九六二、六、二〇)は次のように報じてゐる。「ロンドン十九日U.P.—消息筋によれば、英労働党组织小委員会は十九日の会議でバートランド・ラッセル卿の党からの除名を決定した。これはきたる七月モスクワで開かれる軍縮平和世界大会の主催者にラッセル卿が名を連ねてゐるためで、労働党はこの大会を共産主義陣営の宣伝と断じ、ラッセル卿に主催者リストから脱退するよう要請していたがラッセル卿がこれに応じなかつたため党規違反に問われたもの。【注】九十歳の哲学者、平和運動家、ノーベル文学賞受賞者のラッセル卿は核兵器反対、非暴力運動提唱、昨年はそのため投獄されたが、最近同氏をかつぐ核兵器一方的廃棄運動(CND)は先鋭さを加え、メーテーの労働党集会でも組織的なヤジで右派のゲイツケル党首、ブラウン副党首ら労働党指導者の演説を妨害した。

(*) これは百人委員会のまちがいであろうと思われる。——筆者
(5) 及び(6)「AINSHU-TAINE最後の年」——前掲書、ボストン大学の訓育部長ウォルター・G・ミュルダー博士宛の手紙。「現在の危険な状況のもとでは、すべてこのようないに超国家的性格の連合体はとくに貴重なものであると信じます。勧告や批判を通じて、そうした団体は実際に起るいろいろな場合に健全な影響を及ぼすことができますし、またその声はあらゆる善意の人たちによって信頼と尊敬をもつて聽かれらるでしょう」

(7) Russell, Fact and Fiction, ibid., Part. 4, chap. 11 邦訳一八三頁

B ラッセル平和財団

超国家的な連合体を求めるAINSHU-TAINEの希望は同時にラッセルの希望であり、ラッセルの平和にかんする思考——ハンド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

想と行動に共鳴する数多くの著名人や一般市民の希望でもあった。

一九六二年秋のキューバ動乱におけるラッセルの敏速公平な調停は、今や平和史を飾るものであるが、その他、中印国境紛争、アラブ・イスラエル紛争、ベルリン問題、インドシナ戦争、コンゴ問題、等々の紛争と国際的危機におけるラッセルの適正で公平な判断にもとづく調停批判あるいは提言は、紛争解決を求める各國政府から好意的に迎えられた。彼はこうして国際紛争のまとめ役、あるいは平和勢力の代弁者として欠くべからざる人物となり、支援者に事欠くことはなくなった。

支援者たちの中でも、とりわけ世界的な名声を有する人々が、ラッセルの名を冠した平和財団をつくるために発起人として名乗りでたのは、むしろ、ラッセルの国際的な活躍ぶりから当然の帰結であるばかりか、九十二歳の高齢者である彼にとっては、むしろ遅すぎる支援であったとも言えよう。

バートランド・ラッセル平和財団 (Bertrand Russell Peace Foundation) の目的は、その趣意書によれば、平和に寄与すると見られる多方面の分野にわたる研究⁽²⁾を支援し、国際的レジスタンス運動を発展させようとするラッセルの努力に広く且つ組織的な基盤を与えることを目的としている。財団の計画としては、新聞の発行、印刷出版の施設、記録映画、放送局などが列挙されており、こうした計画の実現のための寄付を各方面に向って呼びかけている。⁽⁴⁾ ラッセルはそのメッセージの中で次のように訴えている。

「この平和財団は、長い間の慎重な準備を経て設立されるものであり、核戦争に反対する国際的事業を推進するため、われわれ自身のマス・コミ手段を確立しようと空前の規模で組織化をはかるとするものである。われわれは、当局から金をもらって当局のためにウソをつく人々に依存するのをやめるだろう。

「この努力、この企ては『核軍縮を即時行ない人類を生きながらえさせん』という主張に共鳴するあらゆる人々から明確な支持を得られた場合にのみ、成功をおさめることができる。」のような支持が積み重なれば、その結果は圧倒的なものとなろう。（たとえば）人類の破壊で利益を得る連中にいっさい頼ることなく、西ヨーロッパ全土をカバーできる放送局を創設できるのである。（中略）わたしは、あらゆる国のすべての人々にたいし、この仕事をいま支持していただきたいと訴えるものである。⁽⁵⁾」

（1）発起人——グッドフォード英公爵、マックス・ボーン博士（ノーベル物理学賞）、ボイド・オア卿（ノーベル平和賞、英國学士院会員）、パトリック・カザルス（チェロ奏者）、ダニロ・ドルチ（イタリア作家）、ベルギーのエリザベス皇后、シャワヘルラル・ネル、ヴァネッサ・レンドグレーヴ（英女優）、アルベルト・シュヴァイツァー。一九九六年夏、被災三県主催原水禁広島・長崎大会に参加のため、ラッセルの代理として来日したラッセル平和財団理事クリストファー・フラー氏によれば、新たに加わった支持者は、ライナス・ボーリング（米）、ハイム・セラシエ皇帝（エチオピア）、エンクルマ大統領（ガーナ）、ケネス・カウンダ首相（北ローデシア）、ニエレレ大統領（タンガニア）、センゴール大統領（セネガル）などで、更にシャヌーク首相（カンボジア）の同意も得たという。——ラッセル平和財団支持者連絡協議会ニュース、一九九四、一六参照。

（2）支援研究分野は次のようなものである。軍備、核戦争の性格、核戦争の蓋然性（プロバビリティ）、化学、生物学戦争の性格と蓋然性、兵器体系（ウエポンズ・システム）、技術的事故の見通し、闘争、諸大国間の関係、冷戦の原因、闘争のイデオロギイ的、経済的、心理的原因、国境紛争、国家内の闘争／資源、軍備競走のコスト、資源の別途利用、大量飢餓、貧困と人口過剰、生活水準、非工業諸国の開発／情報源、思想伝達法の政府および民間による統制、冷戦が思想伝達法に与える影響／共存、国際協力、国際連合、中立派の役割、調停／抵抗運動（ハシスタンス）、国際平和運動、軍縮および社会変革、権力源、核・化学的・生物学的軍備の縮小撤廃にあたっての障害

（3）フラー氏によれば、財団は発足後五千五百万円をかけて今世紀の戦争の発展についての映画を作り、六四年十一月にニューヨークで初公開の運びに至っており、日本での公開も望んでいることである。

（4）この呼びかけに応えるように日本でもラッセル平和財団支持者協議会が誕生し、日本事務所設立のために運動をはじめている。

ラッセル平和財団の所在地は左記の通りであり、理事は、ペートランド・ラッセル、ラッセル夫人（財政担当）、チャールス・R・エリス（書記）、クリストファー・フラー、トム・キンゼイ、ペット・ポットル、ラルフ・ショーンマンである。

Bretland Russell Peace Foundation, 3 & 4 Shavers Place,

ペートランド・ラッセルにおける抵抗の思想と行動

Haymarket, London, S W. 1, England

(5) このメッセージはラッセル平和財團の趣意書に載せられたものである。趣意書は日本における支持者協議会で訳出印刷され、世界二一九号（一九六四、三）にも所収されている。

六 あとがき

ラッセルの多年にわたる平和のための抵抗の思想と行動も、現在、世界的な支持を受けた国際的組織の設立へと結実し、平和運動は一層強力な活動基盤を持つに至っている。平和のための世論は、それ自体に依る研究と広報の手段をもつことにより、もはや、軍備を迫られている諸政府にとっては、無視しうる声ではなくなりはじめている。力が正義であるのではなく、正義こそが力を具有せねばならないという論理は、政治の世界を力の世界と見るレアリスト、ラッセルにとっての論理であった。彼は決して宗教的自己満足のために、道義的要請を世界に向って訴えることに終始したのではなかった。平和運動は、彼の信念、彼の全人格と結びついたものであったと同時に、彼は常に運動の実際的な効果を求める現実主義者でもあった。力には力をもって対決させるべきこと、そのためには一身をも擲つ決意を、彼は、実践において示しつづけた。

戦争勢力に対決する平和のための世論の結集と組織化は、現在、世界的支持を受けて着々と進められ、ラッセルがかって、日本の読者に向って呼びかけた次の言葉に対し、世界各国から実りある肯定の反響が、彼のもとへ戻りつづける。

「わたくしは人類というものが、勝算のあるなしにかかわらず、この地球上で生存しつづけるために、その代表者

の一人も聞こうとしないほど卑劣であると信じることを拒否する。人々は呼応するものである。彼らがまじめにとり扱われ、その真剣な願いがきかれると感じるようになるとき、人々はなおさら呼応するのである。*

* 前掲ラッセル「人類に未来はあるか」の日本版への序文。